

平成25年10月河内長野市定例教育委員会会議の概要

1. 日 時

平成25年10月23日(水) 午前10時00分～午前11時30分

2. 場 所

市立学校給食センター 2階 会議室

3. 出席者

(1) 教育委員

澤田委員長、柴委員、阪谷委員、嘉名委員、和田教育長

(2) 事務局

中尾教育推進部長、大江生涯学習部長、西田教育推進部理事、中村生涯学習課長、井上ふるさと文化課長、原田図書館長、岡田学校教育課長、森本学校教育課参事、大久保学校教育課参事、柳谷青少年育成課長、木谷教育総務課長、古谷教育総務課主幹、西川教育総務課主査

4. 審議内容

(1) 議案第22号「校区の変更について」

(説明要旨)

平成25年8月定例教育委員会での議決を経て、河内長野市立小中学校通学区域審議会へ諮問した件について、あかしあ台二丁目3番から8番及び小山田町の一部の地域を調整学区とするよう答申があったので、この意見をふまえ、校区の変更(調整学区への変更)を行うもの。

(審議状況)

審議を経て、原案のとおりの内容で承認。

なお、調整学区とする期間について、5年後を目途に通学状況の確認を行い検討する。

(2) 議案第23号「河内長野市の教育の現状について」

(説明要旨)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、平成24年度の教育委員会事務の管理・執行について点検・評価を行い、その結果を取りまとめ「河内長野市の教育の現状」とするもの。

(審議状況)

審議を経て、原案のとおりの内容で承認。

(3) 報告第18号「平成25年10月4日及び平成25年10月5日付け人事異動について」

(説明要旨)

平成25年10月4日付けにて、市立加賀田小学校長が退職したことから、大阪府教育委員会と調整を行った結果、緊急の人事異動を行う必要が生じたので、やむをえなく教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、教育長が同規則第2条第4号の規定を臨時に代理したので、これを報告するもの。

なお、平成25年10月の教育委員会事務局職員に係る定例の人事異動に関する事務については、平成25年8月の定例教育委員会議にて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項、及び教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により教育長に臨時に代理させる旨について事前に議決を行ったが、今回該当する人事異動が無かったことについて、あわせて報告するもの。

(審議状況)

審議を経て、原案のとおりの内容で了承。

(4) 報告第19号「平成25年10月4日及び平成25年10月5日付け教職員人事異動について」

(説明要旨)

平成25年10月4日付けにて、市立加賀田小学校長が退職したことから、大阪府教育委員会と調整を行った結果、緊急の人事異動を行う必要が生じたので、やむをえなく教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、教育長が同規則第2条第16号に規定する内申を臨時に代理したので、これを報告するもの。

(審議状況)

審議を経て、原案のとおりの内容で了承。

(5) 報告第20号「河内長野市立市民交流センター条例の一部を改正する条例について」

(説明要旨)

生涯学習によるまちづくりを推進するため、さらなる生涯学習機会の拡大・充実を図り、多くの市民が自主的に学びの活動に参加できるよう、民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上を目指すとともに、施設の効率的な管理運営を実施するにあたり、平成26年度より河内長野市立市民交流センターへ指定管理者制度を導入するのに伴い、地方自治法第244条の2第3項の規定により、本条例に指定管理者導入についての規定が必要なため、本条例の一部を改正する条例について平成25年9月市議会定例会に上程し、議決を得たことを報告するもの。

(審議状況)

審議を経て、原案のとおりの内容で了承。

以上